

第3期  
矢巾町教育振興基本計画

令和6年2月  
矢巾町教育委員会

## 【目 次】

### はじめに

#### 第1章 第3期矢巾町教育振興基本計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 施策体系図

#### 第2章 基本計画策定の背景

- 1 第2期矢巾町教育振興基本計画の施策の成果・課題
- 2 本町学校教育における課題
  - (1)「課題1 学校及び学校施設の老朽化」について
  - (2)「課題2 少子化による児童生徒数の減少」及び「課題3 小学校区の児童数の偏り」について
  - (3)「課題4 中1ギャップによる不登校等学校不適応児童生徒の増加」について
  - (4)「課題5 小学校から中学校への滑らかな接続」について
- 3 今日の学校教育が直面している課題
- 4 矢巾町民憲章
- 5 第8次矢巾町総合計画（前期）との関連
- 6 国の教育施策の動向
  - (1)中央教育審議会答申（令和3年1月26日）
  - (2)第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
- 7 県の教育施策の動向

#### 第3章 施策の大綱 矢巾町教育の目指す姿

- 1 基本目標
- 2 基本方針
  - (1)個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり
  - (2)学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり
  - (3)生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり

#### 第4章 具体的な施策

基本方針Ⅰ 個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり

- 重点1 就学前における教育・保育の質の向上
- 重点2 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進
- 重点3 豊かな心を育む教育の推進
- 重点4 健やかな体を育む教育の推進
- 重点5 ふるさとの未来を支える教育の推進
- 重点6 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実
- 重点7 教員の資質向上と教育指導体制の充実
- 重点8 学校教育環境の整備・充実

基本方針Ⅱ 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり

- 重点1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 重点2 家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進

基本方針Ⅲ 生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり

- 重点1 多様な学習機会の充実
- 重点2 スポーツ・レクリエーション環境の充実
- 重点3 文化・芸術活動の推進
- 重点4 文化財の保護と活用

#### 第5章 その他

## はじめに

平成 18 年 12 月、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。また、同法第 17 条には、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと示されています。政府は、平成 20 年 7 月に「第 1 期教育振興基本計画」を策定し、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念を明らかにしました。その後 5 年ごとに同計画が策定され、現在は令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする「第 4 期教育振興基本計画」が閣議決定されています。

一方、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する「総合的な施策の大綱」を定めると規定され、総合教育会議において協議することが定められました。

これら 2 つの法を踏まえ、本町においては、平成 28 年 2 月の総合教育会議において「第 1 期矢巾町教育大綱（H28-R 1）」を制定し、同年 4 月に「第 1 期矢巾町教育振興基本計画（H28-R 2）」を策定、同様に令和 2 年 3 月に「第 2 期矢巾町教育大綱（R 2-R 5）」を制定し、「第 2 期矢巾町教育振興基本計画（R 3-R 5）」を策定しました。

これまで、本町においては教育大綱を踏まえ教育振興基本計画を策定してきましたが、「地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」という平成 26 年 7 月 17 日文科科学省初等中等教育局長通知を踏まえ、令和 5 年 5 月 31 日開催の総合教育会議において、教育振興基本計画をもって大綱に代えるという判断に至りました。

これらの経緯から今回策定した「第 3 期矢巾町教育振興基本計画」は、法令の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興基本計画」並びに「矢巾町民憲章」、「第 8 次矢巾町総合計画」、「矢巾町教育目標」を踏まえた、本町における教育に関する総合的な施策の大綱となるものであり、同時に、教育の振興のための基本計画としての側面を有しています。

令和 6 年度は、第 8 次矢巾町総合計画・前期基本計画がスタートし、「みんなで築く 躍動感あふれ 幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とした施策を推進する年度であります。

教育委員会は、第 8 次矢巾町総合計画の基本理念の下、町が目指す 3 つの将来像実現のために策定した 4 つの施策の柱の 1 つ「誰 1 人取り残さない社会を目指すまちづくり」を担っております。

また、今の社会は、家族形態の変容やライフスタイルの多様化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等が指摘されており、このことにより家庭や地域の教育力が低下したと言われていています。このような中で社会全体が子供の学びや成長を支えるためには、学校・家庭・地域が一体となった教育支援の取り組みや地域活動の担い手となる人材の育成に取り組んでいかなければなりません。

本町には、岩手医科大学や県立産業技術短期大学校、県立高等学校をはじめとした中等・高等教育機関等があります。これらの教育機関と連携し、本町の未来を担う人材を育成することも視野にいれ「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念・基本目標と定め、「ひとづくり」というキーワードで 3 つの基本方針を設定し、施策を推進してまいります。

結びに、本基本計画策定にあたり、ご意見をいただきました関係各位に心より感謝を申し上げますとともに、町民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 2 月 矢巾町教育委員会  
教育長 菊池 広親

## 第1章 第3期矢巾町教育振興基本計画策定の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法（昭和22年法律第25号）が改正され、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されており、これまで、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

本町においては、この教育基本法の理念及び国の教育振興基本計画に基づき、平成28年に第1期矢巾町教育振興基本計画、令和3年に第2期矢巾町教育振興基本計画を策定し、教育の充実に取り組んできました。

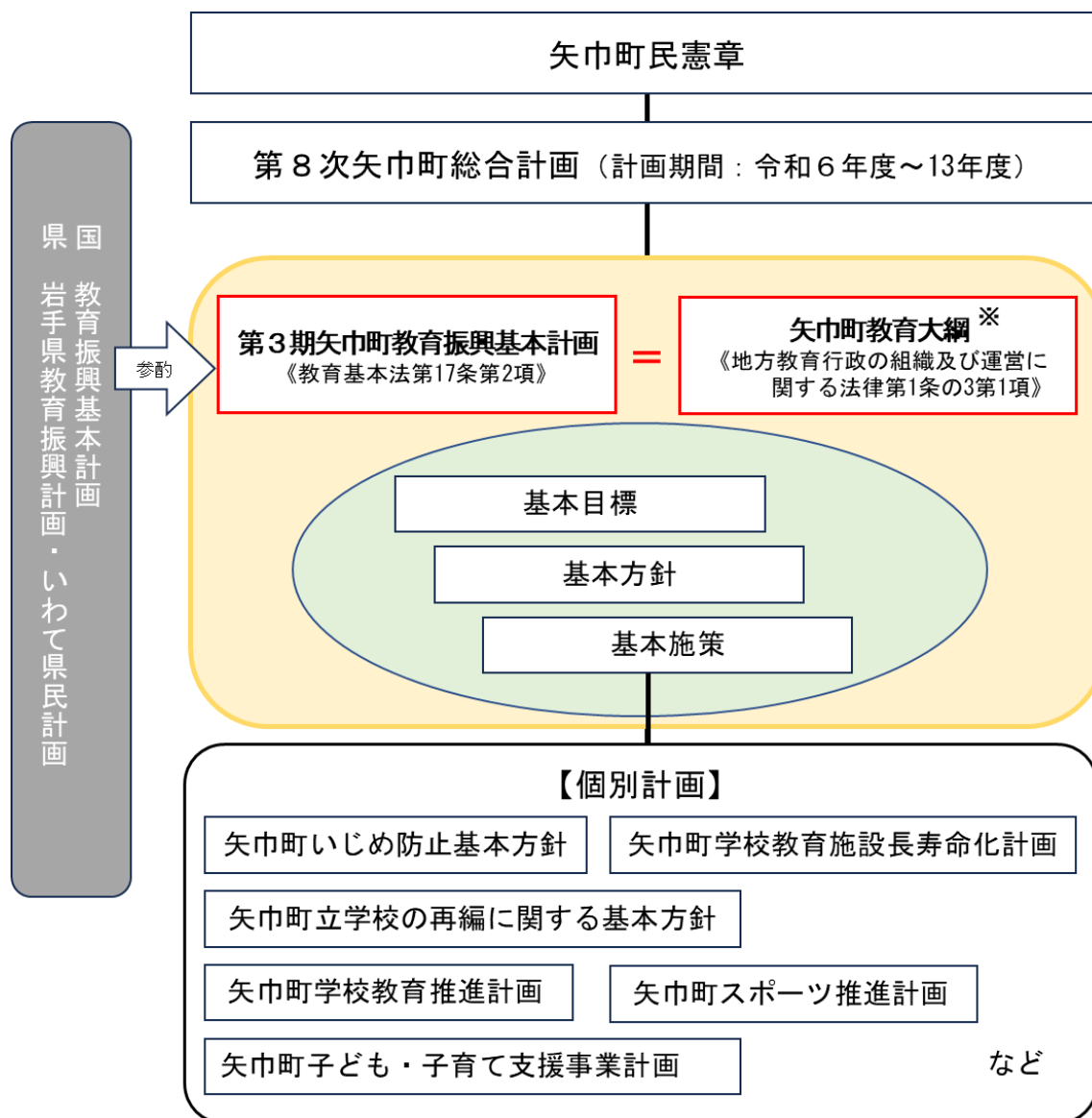
第3期矢巾町教育振興基本計画は、第2期矢巾町教育振興基本計画の成果と課題を踏まえ、矢巾町民憲章、第8次矢巾町総合計画を上位計画とし、国・県の計画を参酌し、教育の振興のための基本計画として定めるものです。

### 2 計画の期間

この計画は、令和6年度を初年度とし令和10年度を最終目標とした5か年間の計画とします。なお、国、県及び町の教育に関する施策の変更や社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを図ります。

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15
国：教育振興基本計画	第3期教育振興基本計画（5年間）		第4期教育振興基本計画（5年間）					第5期教育振興基本計画（5年間）					第6期
岩手県教育振興計画	教育振興計画（5年間）		教育振興計画（5年間）					教育振興計画（5年間）					
矢巾町総合計画	第7次総合計画（8年間）		第8次総合計画（8年間）								第9次総合計画（8年間）		
	基本計画後期（4年間）		基本計画前期（4年間）			基本計画後期（4年間）			基本計画前期（4年間）				
矢巾町教育振興基本計画	第2期教育振興基本計画（3年間）		第3期教育振興基本計画（5年間）					第4期教育振興基本計画（5年間）					

### 3 施策体系図



※ 本町においては、令和5年度第1回総合教育会議において、教育振興基本計画をもって大綱とすることとしている。

## 第2章 基本計画策定の背景

### 1 第2期矢巾町教育振興基本計画の施策の成果・課題

これまでの計画において、就学前教育の充実や ALT（外国語指導助手）（※1）の配置による英語力の向上、また、適応支援員（※2）、特別支援教育支援員（※3）の配置によるきめ細やかな指導、1人1台学習者用端末等の情報機器整備、学校給食の義務教育第3子以降無償化をはじめとした経済的支援、学校施設の修繕等などにより、児童生徒の学習環境の充実を図ってきました。

学校においては、岩手県学習定着度状況調査（※4）や矢巾町教育研究所による各種調査等の結果を、学校における授業改善や児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実等に活用し、学校の組織力の向上に繋げてきたところです。

その成果・課題については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を外部有識者の方により実施しており、その結果は報告書として議会に提出し公表しております。第2期矢巾町教育振興基本計画の令和2年度から令和4年度の結果公表を大綱別に整理した概要は次のとおりです。

大綱の1つである「児童福祉の充実」については、全小学校において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に基づいたスタートカリキュラムに沿った取組を進めてきたことにより、小1プロブレム（※5）の解消に繋がっています。一方、スタートカリキュラム（※6）の見直しと効果的な運用について、幼保小の指導者が協議する場の設定が引き続き求められます。

もう1つの大綱である「学校教育の充実」においては、児童生徒の学力、学習に向かう意欲、体力向上など、前計画期間中での成果が十分ではなく、引き続き取り組む必要があるものもあります。学力向上については、関連施策の取組により全国学力・学習状況調査（※7）の結果では、令和5年度の小学6年生の平均正答率は、国語・算数において全国を大きく上回っています。また、中学3年生は国語においては全国と同等であり、数学・英語においては下回っている状況です。また、岩手県学習定着度状況調査における児童生徒質問紙調査では、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うか」の質問に対し、積極肯定の割合が小学5年生は県平均と同等、中学2年生は県平均を下回り、学習に対する児童生徒の意識に課題がある結果となっています。

さらに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※8）の結果では、児童生徒の体力はコロナ禍の令和3年度からは低下している状況です。

引き続き、児童生徒一人一人の学習面や体力面、生活状況等を客観的に把握し、学力・体力の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

なお、令和2年4月の機構改革により社会教育課から文化スポーツ課となり町長部局となったことから、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において、社会教育に係る点検及び評価は実施しておりません。

※1 Assistant Language Teacher の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションを取ったり、外国の文化や習慣などを学んだりするための授業を支援する外国人語学講師。

※2 学校生活への適応が困難である児童生徒等への学習支援を行う支援員。町会計年度任用職員。

※3 障がい等を有する児童生徒に対し、学習活動上の支援を行う支援員。町会計年度任用職員。

《 児童生徒の学力・学習状況 》 (正答率の全国比：全国平均正答率を 100 とした場合の町の割合  
「全国学力・学習状況調査」結果より)

	小学校 6 学年				中学校 3 学年			
	R 1	R 3	R 4	R 5	R 1	R 3	R 4	R 5
国語	105	100	106	107	102	100	101	101
算数・数学	99	100	100	104	92	90	93	90
英語・理科			101 (理科)				101 (理科)	72 (英語)

《 児童生徒の意識 》 (積極肯定の割合：「県学習定着度状況調査」結果より)

上段：矢巾町 下段：県平均	小学校 5 学年				中学校 2 学年			
	R 1	R 3	R 4	R 5	R 1	R 3	R 4	R 5
意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	73	67	58	65	42	37	51	32
	69	66	64	64	46	42	41	39

《 児童生徒の体力の状況 》

(総合評価A+B+C／児童生徒数対象児童生徒数の割合)

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果より)

	校種	性別	R 1	R 3	R 4	R 5
体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小学生	男子	74	74	71	71
		女子	88	83	80	74
	中学生	男子	81	84	88	84
		女子	92	94	100	87

- ※4 児童生徒一人一人の学習の定着状況と分析結果からつまずきの内容や要因等を把握し、一人一人を伸ばす指導の充実を図ること、また、明らかになった学習指導上の問題点を、各種研修会や学校訪問指導等の様々な教育施策に反映させることにより、すべての教員の指導力向上を目的として平成 15 年から岩手県教育委員会が実施しているもの。
- ※5 小学校第 1 学年の児童が学校生活に適応できないために起こす問題行動。また、こうした不適応状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることをさす場合もある。小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段差を乗り越えられないために起こる問題とされる。
- ※6 幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へ上手く繋げるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。
- ※7 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析の上、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で平成 19 年から文部科学省が実施しているもの。
- ※8 児童生徒の日常生活における運動習慣と基本的な生活習慣などの改善を促進することを通して、体力・運動能力の向上を図ることを目的として、平成 10 年から国が実施している調査。

## 2 本町学校教育における課題

本町学校教育の大きな課題は、次の5点と捉えています。

課題1	学校及び学校施設の老朽化
課題2	少子化による児童生徒数の減少
課題3	小学校区の児童数の偏り
課題4	中1ギャップによる不登校等学校不適應児童生徒の増加
課題5	小学校から中学校への滑らかな接続

### (1) 「課題1 学校及び学校施設の老朽化」について

2040～2050年にかけて、徳田・煙山・不動の3小学校は老朽化施設になります。また、大規模な設備改修は実施していない現状です。

### (2) 「課題2 少子化による児童生徒数の減少」及び「課題3 小学校区の児童数の偏り」について

児童数・生徒数ともに今後減少傾向にあります。小学校においては、学校間における児童数の偏りが顕著です。一方、中学校においては、生徒数の偏りはほとんどない状況です。

### (3) 「課題4 中1ギャップ(※9)による不登校等学校不適應児童生徒の増加」について

不登校児童生徒数の推移について

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小学_計	中学_計	合計
R01年度	0人	0人	1人	2人	0人	1人	5人	8人	8人	4人	21人	25人
R02年度	1人	0人	0人	1人	1人	1人	10人	10人	13人	4人	33人	37人
R03年度	0人	1人	0人	2人	3人	6人	6人	11人	7人	12人	24人	36人
R04年度	2人	0人	1人	1人	1人	4人	15人	8人	14人	9人	37人	46人

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※10)から)

小学校、中学校とも不登校児童生徒数は増加傾向にあり、中学校1年生で不登校生徒数が著しく増加する傾向にあります。また、小学校低学年でも不登校児童が出現しています。

### (4) 「課題5 小学校から中学校への滑らかな接続」について

現在矢巾中学校へは、徳田・煙山・不動の3小学校の児童が進学します。矢巾北中学校へは、煙山・矢巾東の2小学校の児童が進学します。

2校または3校の小学校の児童が新しい「中学校」という環境で生活することにより、新しい人間関係づくりに一定程度の時間を要しています。

また煙山小学校の6学年児童は、2つの中学校に分かれて進学しますので、小学校で構築した人間関係が継続しづらいなど他の小学校よりも精神的な負担等が多いと考えられます。

## 3 今日の学校教育が直面している課題

### ① 人口減少の加速と人生100年時代の到来

人口減少と少子化は大きな課題です。日本で将来予測を超えて人口減少が進む懸念があります。現在の経済力と国力の維持、あるいは大幅に減少させないためにも、教育の改革が重要な鍵を握っています。今後到来が予測される人生100年時代に、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできるようにするため、生涯にわたって自ら学習し自己の能力を高め、地域や社会の課題解決のための活動に繋げていく機会の充実が求められています。

※9 中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適應できず、不登校やいじめが増加する現象。



## ② 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※11 の推進

超スマート社会（Society5.0）を豊かに生きるためには、進歩し続ける技術を使いこなす力を身につけるとともに、感性や創造性といった人間ならではの能力を育むことが求められています。そのために、ICTを活用した学びとのベストミックスを図った「個別最適な学び」※12と「協働的な学び」※13の一体的充実の実現を目指した教育実践と、情報手段の正しい利用を促す「情報モラル教育」※14の推進も求められます。

## ③ グローバル化の進展

言語や文化が異なる人々と交流・共生することができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ、異なる文化を理解し尊重する態度を身につけることが求められています。また、郷土への誇りや愛着を持ち、グローバルに活躍できる人材育成を図ることも重要となってきます。

## ④ 持続可能な開発目標（SDGs）※15 の目標達成

教育分野においては「全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことを目指して、世界中の人々が取組を進めています。その目標達成に向けて、一人一人が持続可能な社会の担い手として、他者と連携・協働し、課題の解決に取り組む資質・能力の育成が求められています。

## ⑤ 感染症や自然災害への対応

学校が感染症等の影響を最小限にしつつ、教育活動を継続できる環境の維持や、児童生徒が安全・安心に過ごせる教育環境の確保のため、自然災害への対策を進めるとともに災害から命や安全を守る行動がとれるよう、防災等に対する知識や意識の醸成が求められています。

---

※10 生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的として、文部科学省が実施している調査。

※11 経済産業省では、DXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義。教育DXは、それらと同様に、教育現場においてもデータやデジタル技術の活用によって、学校教育の在り方や教育手法の変革を行うことや、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。文部科学省のGIGAスクール構想も、そのための施策の一つ。

※12 中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念で、ここでは「個別最適な学び」を「指導の個別化」と「学習の個性化」を「学習者の視点から整理した概念」と定義。「指導の個別化」とは、学習者一人一人の特性や学習到達度に応じて、指導する側が学習環境を整えたり、学習時間を設定したり、学習方法の選択肢を柔軟に用意したりするもの。また「学習の個性化」とは、学習者が自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現をしたりするもの。一人一人が異なる目標に向かって学ぶ中で、自分がどのような方向性で学習を進めていけばよいかを考えていくことも含んでいる。

※13 探究的な学習や体験活動などを通じて、子供同士、地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

※14 学習指導要領では「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。具体的には、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど様々な事柄を含んでいる。

※15 Sustainable Development Goalの略語。持続可能な開発目標。平成27年9月に国連で採択され、令和12年までに達成を目指す17の目標と169のターゲット（具体目標）からなる世界共通課題解決のための目標。

#### 4 矢巾町民憲章

わたくしたちの町 岩手の山なみをながめ  
南昌のふもと 北上の流れに憩う美しい町  
わたくしたちは今 この町の光と風と父祖の足跡を受けつぎつつ  
和といたわりと希望の町をめざし この憲章を掲げます  
この憲章のもと 老いも若きも手をたずさえ  
日をも月をも年を重ねて たくましく生き抜くことを誓います

- 一、みどり豊かな自然を愛し 清らかな町づくりに努めます
- 一、すすんで教養を身につけ 郷土の芸術文化をたかめます
- 一、体力をつよめ 話し合いを大切にする 明るい家庭をつくります
- 一、公共心を育て 思いやりときまりのある生活をします

#### 5 第8次矢巾町総合計画（前期）との関連

本町では、令和6年度から令和13年度までを計画期間とし、「**みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば**」を基本理念とした「第8次矢巾町総合計画」が策定されており、令和6年度からはその前期計画がスタートしました。総合計画では、まちづくりの基本理念を受け、さらに町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、まちの将来像として次の3つを掲げています。

- ① 新たな活力と変革を実感できるまち
- ② 「ありがとう」が行き交う幸せなまち
- ③ 豊かな環境を未来へつなぐまち

さらに、まちの将来像の実現に向け、SDGsとの調和を図りつつ、持続可能な町政発展を期するため、SDGsの三側面である「経済」「社会」「環境」に、推進を支える基盤となる「行財政運営」を加えた四つの観点から、次の施策の大綱を次のとおり定めています。

- 施策の柱① 「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」
- 施策の柱② 「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」
- 施策の柱③ 「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」
- 施策の柱④ 「まちの発展を支える持続可能な行財政運営」

この「第8次矢巾町総合計画」のうち、教育委員会が関係する項目は、

施策の柱②「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」となります。

## 6 国の教育施策の動向

### (1) 中央教育審議会答申（令和3年1月26日）※16

#### 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

#### ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～

この答申は、第Ⅰ部総論、第Ⅱ部各論で構成されています。総論では、急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、①自分のよさや可能性を認識するとともに、②あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、③多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、④豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要としております。これらの資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であり、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT 活用が必要不可欠であるとしています。

各論では、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の基本的な考え方として、

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすること
- 9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要があること
- 義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要があること

が示されており、教育課程の在り方、教科担任制の在り方、義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策、いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策等が例示され、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指しています。

#### 第Ⅰ部 総論 1.急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、**一人一人の児童生徒が、**

- ①**自分のよさや可能性を認識**するとともに、
  - ②**あらゆる他者**を価値のある存在として**尊重**し、
  - ③**多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、
  - ④**豊かな人生**を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となること
- ができるよう、その**資質・能力を育成**する

#### 第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の再編について

##### (1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、**知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育**を受けられるようにすること（国の責務）
- **9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討**を進める必要
- 義務教育において「**決して誰一人取り残さない**」ということを徹底する必要

##### 子どもの学びの姿（義務教育）

- 各学校段階を通じ、一貫して、自らの将来を見通し、**自己のキャリア形成と関連付けて学び続けている**
- 「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」が**一体的に充実**されている
- 学習の基盤となる**資質・能力の確実な育成**が行われている
- 一人一人の**興味・関心等**に応じ、その意欲を高め、**深められる学び**が提供されている
- 特別な支援が必要な者**に対する**個別支援**が充実されている
- 才能のある児童生徒**が、その**才能を伸ばせる高度な学びの機会**にアクセスすることができる
- 体験活動等の教育活動などを通じ、**地域の構成員の一人としての意識**が育まれている
- 生活や学びにわたる課題(貧困、虐待等)が早期に発見され、**全ての児童生徒が安全・安心に学ぶ**ことができる。

（令和3年1月26日中央教育審議会答申から引用・抜粋）

※16 平成31（2019）年4月に、文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」が諮問され、初等中等教育分科会で議論を重ね、2020年代を通じて実現を目指す新しい時代を見据えた学校教育の姿として、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現や、その学びを支えるための質の高い教育活動を実施可能とする環境整備の必要性、さらにそれらにあわせ、今後検討を行うべき論点についてまとめられたものが答申された。

## (2) 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（※17）

この計画は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（R3.1.26 中央教育審議会答申）に基づき、2040年以降の社会を見据えた教育施策として、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング（※18）の向上」という2つの総括的基本方針・コンセプトが示されており、この2つのコンセプトを受け、今後の教育政策に関する5つの基本方針が示されました。

なお「持続可能な社会の担い手」は、現行の学習指導要領のキーワードになっています。

### 教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



### 5つの基本的な方針



（第4期教育振興基本計画リーフレット（文部科学省）から一部抜粋）

※17 教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と教育振興に関する施策を総合的・計画的に推進するために、政府が5年ごとに策定する計画です。文部科学大臣から中央教育審議会に諮問され、答申を受けた後、閣議決定を経て国会に報告されるものです。今期の教育振興基本計画の対象期間は、令和5年度から令和9年度となる。

### ○ 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

- ① 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ④ グローバル社会における人材育成
- ⑤ イノベーションを担う人材育成
- ⑥ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ⑦ 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- ⑧ 生涯学び、活躍できる環境整備
- ⑨ 学校・家庭・地域の連携・共同の推進による地域の教育力の向上
- ⑩ 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ⑪ 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- ⑫ 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- ⑬ 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- ⑭ NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- ⑮ 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- ⑯ 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

## 7 県の教育施策の動向

平成18年6月に改正された教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力事項が盛り込まれました。

これを受け岩手県では、平成21年度からの10年間の計画期間とする「岩手の教育振興」を、また、平成31年3月には、新たな教育振興の取組指針となる「岩手県教育振興計画」を策定しました。さらに「岩手県教育振興計画」の令和5年度での計画期間終了に伴い、令和6年3月に新たな「岩手県教育振興計画」が策定され「学びと絆で夢と未来を拓き 社会を創造するひとつづくり」を基本目標に、以下12項目を令和10年までの5年間の具体的な施策として示しています。

### 【学校教育】

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成
- 5 特別支援教育の推進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
- 7 学びの基盤づくり
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

### 【社会教育・家庭教育】

- 9 学校と糧・地域との協働の推進
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承

※18 捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なるものとされ、OECDでは「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」と定義。

文部科学省では、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることとし、日本社会に根差したその要素として「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などを挙げている。

## 1 基本目標

# 時代を拓き次代につながるひとづくり

予測が困難で変化の激しい時代にあって、子供が様々な変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働しながら課題を解決していくことや、情報を活用したり、自分で考え、表現したりすることができる資質・能力を育むことが求められています。このような時代だからこそ、未来を担っていく子供一人一人が、郷土への愛着と誇り、夢と志を持ち、将来それぞれの立場で社会に貢献し、自他の幸せを創造できることが必要となります。

このことを踏まえ、矢巾町教育委員会は、学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と使命を自覚しながら「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念・基本目標として取り組んでまいります。

この基本理念・基本目標は、平成28年に策定した「第7次矢巾町総合計画」第2章基本構想の第3節まちづくりの方針（施策の大綱）を引きついだものです。今後社会情勢が大きく変貌し、町民のライフスタイルや教育を取り巻く環境が大きく変化しても、教育の本質はいつの時代も変わらないものであり、教育は「人づくり」であるという不易な考え方により、第3期矢巾町教育振興基本計画において、基本目標として位置付けました。

## 2 基本方針

本町教育における目指す姿を具現化するための基本方針を、次のように定めます。

### (1) 個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり

学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成に加え、子供たちが自分の良さや可能性を尊重されるとともに、持続可能な社会の創り手として、多様な人々と協働しながら、変化を前向きに受け止め、予測が困難で変化の激しい社会を自立的に生きていく資質・能力を育むことが必要となります。

これまでの学校教育の中で育まれてきた「生きる力」の理念を根底に、自分の夢に向かい、その可能性に向かって挑戦する力を、中学校区において幼保小中間での滑らかな接続を重視し、義務教育9年間を見通した計画的・系統的な教育の中で育んでいきます。

また、特別支援教育やいじめ、不登校などの多様な教育課題へのきめ細やかな対応を進め、子供たち一人一人の状況に応じた教育に取り組めます。

さらに、学校教育の直接の担い手である教員が、授業力に加え、学校教育を取り巻く新たな変化に対応できる力量を高めることが必要となります。そのため、教職員の指導力向上に努めるとともに、働き方改革や教職員のサポート体制の強化を進め、質の高い教職員の育成に取り組めます。

あわせて、子供たちの学習活動の基盤となる安全安心で、良好な施設の整備のほか、ICT機器等の活用を推進するなど、質の高い教育活動を可能とする環境の整備に取り組めます。

また、「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」に則り「学校再編整備計画（仮称）」を策定します。

### (2) 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり

学校教育と社会教育の連携により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、子供たちが次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められます。そのためには、学校はもとより、家庭や地域が教育の役割を担い、地域全体で子供

たちを育てることがより一層重要となります。学校運営協議会や教育振興運動の機能を生かし、学びを支える家庭・地域と学校が課題を共有し、パートナーとして連携しながら、子供たちが地域社会との様々な関わりを通じて、安心して活動できる居場所づくりや地域全体で子供たちを育む、いわゆる「社会に開かれた学校づくり」を推進します。

また、子供を含めた青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校においては発達段階に応じた情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭教育の取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行います。

さらに、保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報やその危険性、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など、家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等に係る啓発活動に取り組みます。

### (3) 生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり

町民一人一人が生きがいを持ってより豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けることができる環境と、学んだ成果を地域の活動につなげ、学びを深めるサイクルが重要となり、このような自己実現を図るための学習サイクルは、生涯を通じたウェルビーイングの実現、幸福感の醸成につながります。そのため、町民一人一人にライフステージに応じた多様な学びの機会を提供するとともに、町民自らが地域運営の担い手としての学びの成果を生かすことができる取組を推進します。また、安心して快適に利用できる施設の整備を進めるほか、新しいテクノロジーを活用しながら様々な学びを展開できる学習環境の整備を推進します。

スポーツにおいては、「日本一健康な町やはば」の実現を図るため、町民が新たな自分にチャレンジでき、目標をもってスポーツ・レクリエーションに取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、町民が気軽にスポーツを楽しむことができる活動の場を広く提供し、スポーツを通じた地域づくりにも努めます。

また、町民の自主的な文化芸術活動を推進することは、地域の活性化にもつながることから、誰もがいつでもどこでも学習し、地域活動に参画できる環境の整備を推進します。

さらに、町内に存在する文化財の保存・活用を図ることにより、ふるさと矢巾への愛着と誇りを醸成し、次世代に伝えるための情報発信に努めるとともに、文化財継承のための担い手の確保・養成に取り組みます。

基本目標	基本方針	基本施策（重点）
時代を拓き次代につながるひとづくり	I 個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり	1 就学前における教育・保育の質の向上 2 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進 3 豊かな心を育む教育の推進 4 健やかな体を育む教育の推進 5 ふるさとの未来を支える教育の推進 6 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実 7 教員の資質向上と教育指導体制の充実 8 学校教育環境の整備・充実
	II 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり	1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 2 家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進
	III 生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり	1 多様な学習機会の充実 2 スポーツ・レクリエーション環境の充実 3 芸術文化の推進 4 文化財の保存と活用

## 第4章 具体的な施策

### 基本方針Ⅰ 個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとりづくり

#### 重点1 就学前における教育・保育の質の向上

##### ◆在り方と現状

就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、その実現のためには、幼稚園教育要領等の趣旨や内容について理解を深め、就学前教育施設における教育内容や指導方法の改善及び充実を図る必要があります。

また、就学前教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」(※19)を手掛かりに、就学前教育施設と小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図るとともに、小学校ではスタートカリキュラム(※6)も活用しながら就学前教育と小学校教育との接続の一層の強化を図る必要があります。

幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、幼児等と児童の交流だけでなく、それぞれの指導者が、両者の教育について理解を深めるとともに、両者が抱える教育上の課題を共有することが重要であり、両指導者の合同研修等の継続的な実施が必要となります。

近年においては、新型コロナウイルス感染症拡大対策から、幼児等と児童の交流や就学前教育施設と小学校の教職員の合同研修の規模が縮小され、教育上の課題の共有や理解が十分ではなかったため、今後子供の健やかな育ちをいかに守り支えていくかが課題の一つとなっています。こうした課題に対応するため、スタートカリキュラムの見直しや、就学前教育の内容・方法の改善・充実に資するための連携体制の構築を進める必要があります。

##### ◆施策の基本方針

保育者が「幼児期の教育において育みたい資質・能力」についての理解を深めるとともに、保育者として身に付けたい資質等に係る研修の充実を図ります。また、就学前教育において育まれた資質・能力が継続して、小学校以降の学校教育につながるように幼保小の滑らかな接続を推進します。

##### ◆目指す姿

- ① 安心してのびのび自己発揮する子
- ② やりたいことを見つけて夢中で遊ぶ子
- ③ 感じたことや考えたことを自分なりに表現する子
- ④ 自分や友達を大切にする子
- ⑤ 身近な自然や地域社会に親しみ関わろうとする子

(「岩手県就学前教育推進連携会議」より)

##### ◆具体的施策

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 就学前教育と小学校教育との連携及び接続の強化

---

※19 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現であり、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿である。



◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
幼保小連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こども園、保育園（所）、小学校教育において「矢巾町スタートカリキュラム」に基づく質の高い教育・保育の提供</li> <li>■小学校入学以降の生活や学習の基盤につながる教育内容の充実</li> <li>■自尊感情や他人を思いやる心の非認知能力（※20）の育成</li> <li>■幼保小担当者協議会の開催</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしている小学校（肯定回答）の割合	100	100	岩手県学習 定着度状況調査 学校質問紙調査
幼保小担当者協議会 参加者の満足度 (4段階評価)	—	4.0	当日アンケート

※6 幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へ上手く繋げるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

※20 意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。学力（認知能力）と対照して用いられる。

## 重点2 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進

### ◆在り方と現状

学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。その着実な実施に当たっては、GIGAスクール構想により整備されたICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が重要であり、さらには安心して学ぶことのできる学級集団の中で、個々の児童の状態をより丁寧に把握しながら、知識及び技能の習得や活用の喜び等を味わう活動の充実が大切であります。

また、グローバル化が進む中、国際社会の平和と発展に寄与する態度、異なる文化・価値を乗り越え関係構築のためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、国際貢献の精神等を身に付けた国際人として活躍できる人材の育成も求められています。

現状においては、全国学力・学習状況調査結果では、その平均正答率が対象学年、教科によって全国を下回っている状況です。また、岩手県学習定着度状況調査における児童生徒質問紙調査結果からは、児童生徒の学習に対する主体性、ICT機器の活用頻度等に課題があることが明らかとなっています。

### ◆施策の基本方針

小学校及び中学校の義務教育として行われる普通教育の目的を実現するために、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、確かな学力を育成します。

### ◆目指す姿

子供たちは、知識や技能を確実に身に付け、これらを生かして新たな課題に積極的に取り組み、学ぶ喜びや興味・関心をもって学び続けています。

### ◆具体的施策

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 外国語教育の推進
- (3) ICTを活用した教育の推進

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
学力調査等を活用した実態分析と学習指導の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>■学ぶ楽しさや達成感を味わうことができる授業づくり</li><li>■ICT環境等を活用した個別最適な学び(※12)と協働的な学び(※13)の一体的充実</li><li>■言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など、新しい時代に求められる資質・能力の育成</li><li>■NRT(※21)/知能検査(※22)の相関分析から授業改善、学級経営改善</li></ul>

※12 中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念で、ここでは「個別最適な学び」を「指導の個別化」と「学習の個性化」を「学習者の視点から整理した概念」と定義。「指導の個別化」とは、学習者一人一人の特性や学習到達度に応じて、指導する側が学習環境を整えたり、学習時間を設定したり、学習方法の選択肢を柔軟に用意したりするもの。また「学習の個性化」とは、学習者が自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現をしたりするもの。一人一人が異なる目標に向かって学ぶ中で、自分がどのような方向性で学習を進めていけばよいかを考えていくことも含んでいる。

※13 探究的な学習や体験活動などを通じて、子供同士、地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■発達段階に応じた外国語教育の推進</li> <li>■ホームステイや国際交流事業を通じた人材育成</li> <li>■外国語指導員の配置</li> <li>■県立不来方高校 外国語学科との連携授業</li> </ul>
I C T活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人一台端末の持ち帰りによる家庭学習での活用</li> <li>■電子黒板など大型投影装置やデジタル教科書(※23)の効果的活用の検討</li> <li>■GIGA スクール(※24)研修による教員のICTを活用した指導力の向上支援</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6. 3)	目標値 (R10)	出典
知能水準から期待される学力を身に付けている児童生徒の割合	—	小学生 9 1 中学生 8 9	矢巾町教育研究所 調査
意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒(肯定回答)の割合	小学生 7 9 中学生 8 1	小学生 8 4 中学生 8 6	岩手県学習定着度状況調査(※4) 児童生徒質問紙
外国語を使って、外国の人と話をしたり、仲良くなったりしてみたいと思う児童(肯定回答)の割合	小学生 7 1	小学生 7 6	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙
英語の授業で、原稿などの準備をすることなく、自分の考えを英語で伝え合う活動をしている生徒(肯定回答)の割合	中学生 6 6	中学生 7 1	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙
PC、タブレットなどのI C T機器を使用した割合(週3回以上+ほぼ毎日)	小学生 4 1 中学生 3 7	小学生 4 6 中学生 4 5	全国学力・学習状況調査(※7) 児童生徒質問紙

※21 学習指導要領に準拠した標準学力検査(標準化された学力検査)。相対評価法による検査であり、全国の学力水準と比較して相対的に学力を把握することができる。

※22 物事の理解、知識、課題解決する力といった、認知能力を測定するための心理検査の一つ。

※23 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、これまでの紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材。

※24 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指した文部科学省の推進する取り組み。

※4 児童生徒一人一人の学習の定着状況と分析結果からつまづきの内容や要因等を把握し、一人一人を伸ばす指導の充実を図ること、また、明らかになった学習指導上の問題点を、各種研修会や学校訪問指導等の様々な教育施策に反映させることにより、すべての教員の指導力向上を目的として平成15年から岩手県教育委員会が実施しているもの。

※7 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析の上、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で平成19年から文部科学省が実施しているもの。

### 重点3 豊かな心を育む教育の推進

#### ◆在り方と現状

これからの学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力の育成が求められています。この資質・能力について、中央教育審議会は、平成28年答申において、次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられました。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要であると指摘しています。

これらの資質・能力を支えるのは言語能力であり、この能力の育成には、読書活動の充実が重要となります。

現状においては、岩手県学習定着度状況調査における児童生徒質問紙調査結果からは、本町の児童生徒は自己肯定感が低い傾向にあることや、多様な考え方に触れることなどに課題があることが明らかとなっています。人との関わりの中で多様性を認めたり、相手を尊重しながら行動したりすることができる心情を育むことが必要となります。

#### ◆施策の基本方針

道徳教育や人権教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動の体験を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育みます。

#### ◆目指す姿

子供たち一人一人が、自分の良さを自覚し、お互いを尊重しながら、将来への志を持ち、夢や希望に向かって力強く歩んでいます。

#### ◆具体的施策

- (1) 道徳教育の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 読書活動の推進

#### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
道徳教育、人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道徳科を中心に教育活動全体を通じて道徳教育を推進</li> <li>■積極的な授業公開等、家庭・地域が一体となった道徳性の向上</li> <li>■人権尊重の視点に立った授業実践、研修会等の開催、支援</li> <li>■障がい者やLGBTQ（※25）など、多様性を尊重した教育の推進</li> </ul>
読書活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校図書館教育の充実による子供の読書意欲の向上</li> <li>■学校図書館の計画的な活用の推進</li> <li>■図書事務補助員（※26）の配置</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 5.5 中学生 6.2	小学生 6.5 中学生 6.7	岩手県学習 定着度状況調査 児童生徒質問紙
多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 6.0 中学生 7.5	小学生 7.0 中学生 8.0	岩手県学習 定着度状況調査 児童生徒質問紙
読書が好きと答えた児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 3.2 中学生 3.9	小学生 4.2 中学生 4.4	全国学力・ 学習状況調査 児童生徒質問紙

※25 Lesbian、Gay、Bisexual、Trancegender、Questioning の言葉の頭文字を組み合わせた言葉で、「性的少数者（性的マイノリティ）」の総称の一つ。

※26 学校図書事務及び図書室運営の補助をする職員。町会計年度任用職員。

## 重点4 健やかな体を育む教育の推進

### ◆在り方と現状

中央教育審議会は、平成28年答申において、次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられました。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要であると指摘しています。

全国的傾向として、学校体育以外の時間に運動する子供とそうで無い子供の間には二極化が見られます。運動やスポーツの習慣化を図るためには、学校教育を通して体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、自己の健康状況や体力に応じて運動をする必要性を認識する必要があります。

現状においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果からは、体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合が、コロナ禍以降、年々減少している状況です。子供を取り巻く社会環境の変化に伴い、運動習慣、生活習慣、食習慣が多様化しており、それらに対応するため、食育の充実や安全安心な給食の提供など、健康な生活を送る基盤づくりを推進していくことが求められます。

### ◆施策の基本方針

児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、子供たちに望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育などを一層充実させ、児童生徒が自らの心身の健康を育むことのできる基礎的な素養の育成を図ります。

### ◆目指す姿

子供たち一人一人が、健康的な生活を営むための知識や技能を持ち、自ら進んで体力向上や健康づくりに取り組んでいます。

### ◆具体的施策

- (1) 体力づくりと健康教育の推進
- (2) 食育の推進

◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
体育授業の充実	■児童生徒が体育の授業を通して、楽しみながら体力向上、技術向上に取り組むことのできる授業づくりの推進
生活習慣病の予防	■生活習慣病予防検診（※27）において、貧血・肥満の傾向のある児童生徒とその保護者に対し保健指導の実施
食育の充実	■安全で安心な給食の提供 ■栄養教諭（※28）との連携による学校教育全体での食育指導の充実 ■郷土食の提供等による地域の食文化や産業への理解を深める食育の推進

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)		目標値 (R10)		出典
体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小学生		小学生		全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※8）
	男子	71	男子	76	
	女子	74	女子	79	
	中学生		中学生		
	男子	84	男子	84	
	女子	87	女子	87	
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒（肯定回答）の割合	小学生	90	小学生	90	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
	中学生	84	中学生	89	
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学生	86	小学生	91	全国学力学習状況調査 児童生徒質問紙
	中学生	89	中学生	94	
食育授業の実施回数	小学校	34	小学校	34	矢巾町学校給食 共同調理場調べ
	中学校	2	中学校	2	

※27 矢巾町教育委員会の委託を受けた岩手県予防医学協会が小学4年生・中学1年生の希望者を対象に実施。

※28 学校において児童生徒の栄養の指導、衛生管理、食育の推進に中核的な役割を担う。平成17年度から施行

※8 児童生徒の日常生活における運動習慣と基本的な生活習慣などの改善を促進することを通して、体力・運動能力の向上を図ることを目的として、平成10年から国が実施している調査。

## 重点5 ふるさとの未来を支える教育の推進

### ◆在り方と現状

現代の子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されています。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要であります。そのためには、地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に地域、社会の形成に参画する態度を育成していく必要があります。

学習指導要領においては、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされています。

さらに、主権者教育、消費者教育を推進し、主権者として社会の中で自立し、主体的に判断し、責任を持って行動できる子供の育成が求められます。

現状においては、児童生徒質問紙調査からは、町内の児童生徒は地域や社会に対する関心や、将来の夢や目標を持っている割合が高いことが分かります。様々なキャリア発達のための取組を教育課程に適切に位置付け、計画性と系統性を持って実践していく必要があります。

### ◆施策の基本方針

少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力、ひいてはふるさとの未来を支える力を育みます。

### ◆目指す姿

子供たち一人一人が、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、郷土への理解と愛着を持ち、未来の矢巾町を考えています。

### ◆具体的施策

- (1) キャリア教育 (※29) の推進
- (2) 主権者教育の推進
- (3) 環境教育の推進

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
キャリア教育の充実	■地域の職業調べ、職場見学・体験など体験活動の充実 ■自らの将来を見通し、社会の中で役割を果たし、自分らしい生き方の実現を目指す力の育成 (校種・学年間の連携による一貫した指導) ■町長部局、町内関係団体等との連携
主権者教育の充実	■租税教育、消費者教育など自立した生活を送る力の育成 ■学級活動や児童会・生徒会活動など、自治的活動を通じた主体的に行動する力の養成

※29 将来、子供が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する教育。



魅力ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の方々から地場産業や地域文化、郷土芸能を学ぶことや、世代を超えた交流を通じて地域への愛着心の育成</li> </ul>
環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食品ロス削減のための取組など、脱炭素型社会の実現に向けた主体的に行動できる人材の育成</li> <li>■持続可能な開発目標の視点から、社会の諸問題を考える学習の実施（総合的な学習の時間の充実）</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
将来の夢や目標を持っている児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 87 中学生 71	小学生 87 中学生 76	岩手県学習 定着度状況調査 児童生徒質問紙
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 83 中学生 81	小学生 83 中学生 81	全国学力・ 学習状況調査 児童生徒質問紙
自分の住む地域には、良いところがあると思う児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 61 中学生 45	小学生 71 中学生 55	岩手県学習 定着度状況調査 児童生徒質問紙

## 重点6 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実

### ◆在り方と現状

不登校児童生徒やいじめを減らすためには、学校がいじめや暴力行為等を許さず、児童生徒が自己有用感や社会性を高められ、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要があります。

また、生徒指導上の諸課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和、スクールカウンセラー（※30）、スクールソーシャルワーカー（※31）と連携した教育相談体制の整備、現に深刻化している場合には、教育委員会・学校と児童相談所、警察等の専門機関との連携強化を図るとともに、適切な児童生徒理解のもと、より一人一人に寄り添う支援体制の充実と、学習環境の確保を図ることも必要です。

また、児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、満足感や達成感を持ちながら学校生活を送ることができる学びの場に就学できるよう、こども園等や学校のみならず、保護者、医療、福祉等との連携を一層強化する早期からの教育相談・支援が求められます。

現状においては、本町の不登校児童生徒数は依然として高く、小・中学校が連携を図りながら、子供にとって安心感のある学級づくりやわかる授業の推進に取り組むことが重要となります。

### ◆施策の基本方針

特別な支援を必要とする子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員、適応支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

また、いじめや不登校などの学校不適應に対する相談体制の充実を図るなど、生徒指導や適応指導対策の強化を図ります。

### ◆目指す姿

子供たちや保護者が、不安や悩みを解決しながら、子供たち一人一人が安心して充実した学校生活を送っています。

### ◆具体的施策

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) いじめや暴力の未然防止
- (3) 不登校児童生徒への支援
- (4) 小・中学校等の連携・接続の推進
- (5) 就学支援の充実

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
安全安心な学校づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校長会議等において「いじめ見逃し0・解消までの適切な対応」「自他の生命尊重」「穏やかな人間関係づくり」の啓発</li> <li>■学校警察連絡協議会（※32）における情報交換</li> </ul>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療機関等との連携強化による切れ目ない支援の推進</li> <li>■各校における特別支援教育研修会の悉皆実施</li> <li>■特別支援教育支援員（※3）の配置</li> </ul>

※30 児童生徒等の生活上の悩みの相談に応じるなど、教育相談業務に従事する心理職専門家。S C。

※31 社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒等に対し、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る福祉職専門家。S S W。

いじめ・不登校等の未然防止、個別支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■SSW、SCの配置による未然防止及び教育研究所（※33）配置の教育相談員による日常の取組の点検</li> <li>■適応支援員（※2）の配置及びその活用における学習支援</li> <li>■町教育支援センター（※34）「こころの窓」の設置</li> </ul>
小中連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小中連携事業（小中連携推進会議、小中児童生徒交流会）による学習指導・生徒指導等情報交流</li> <li>■中学校区を核とした9年間を見通した育成する資質・能力の共有と共通行動</li> </ul>
就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育研究所を窓口とした専門機関等との密な連携による当該児童生徒及び家庭の支援</li> <li>■教育支援委員会を設置し、専門家の助言等による適切な支援についての協議と、適切な教育の場の提供</li> <li>■未就学児ことばの教室の開設</li> <li>■就学困難等の状況にある児童生徒保護者へ学用品費支援</li> <li>■バス通学生への補助、奨学金制度など就学支援の充実</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継を行っている学校の割合	100	100	岩手県教育委員会事務局学校教育室調査
いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 99 中学生 97	小学生 100 中学生 100	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙
認知したいじめが解消した割合	小学生 98 中学生 100	小学生 100 中学生 100	岩手県教育委員会事務局学校教育室調査
学校が楽しいと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 76 中学生 87	小学生 86 中学生 92	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙

※32 学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的としている。各警察署管内の小学校長、中学校長、高等学校長、その他の学校長、各生徒指導担当教諭、警察職員等で構成され、総会は通常年1回開催され、さらに長期休業前など必要に応じて部会が開催される。

※3 障がい等を有する児童生徒に対し、学習活動上の支援を行う支援員。町会計年度任用職員。

※33 本町における教育課題に対応した調査研究、児童生徒の学校適応を図るための研究実践や教育相談、教育技術に係る研修の企画運営、教育に関する情報収集等を目的として教育委員会に設置された機関。

※2 学校生活への適応が困難である児童生徒等への学習支援を行う支援員。町会計年度任用職員。

※34 主に学校復帰を目的として不登校児童生徒を受け入れるために教育委員会が設置する公的施設のことで、本町では「こころの窓」という名称で設置されている。

## 重点7 教員の資質向上と教育指導体制の充実

### ◆在り方と現状

急激な社会の変化の中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かで持続可能な社会の創り手として、自立的に生き、社会形成に参画する資質・能力を確実に育むことが求められています。学校教育の直接の担い手である教員は、自ら進んで自己研鑽、研修に励み、従来必要とされてきた教科指導の向上はもちろん、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力、新たな教育課題に対応できる力量を高めることが重要となります。

現状においては、教員の時間外勤務は一定程度改善傾向にあります。学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。学校においては学習指導のみならず、学校が抱える課題がより複雑化・困難化しており、それに伴って教員の勤務時間外の在校時間が長時間化している状況にあります。教師が安心して本務に集中し、誇りを持って子供に向き合うことができるよう、本町教員の働き方の現状と課題を把握し、学校における働き方改革の更なる指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める必要があります。

### ◆施策の基本方針

岩手県教育委員会が策定した「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を教員の成長段階に応じて備えるべき資質の目安として、その向上を図るため教職員研修を実施します。また、教職員が教材研究や子供一人一人と向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を進め、教職員への支援に取り組みます。

### ◆目指す姿

子供への深い愛情を持ち、心身ともに健康で、専門職としての知識・技術を有する教職員が「チームとしての学校」(※35)で子供たちを支えています。

### ◆具体的施策

- (1) 教員の資質・能力の向上
- (2) 学校における働き方改革の推進

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
矢巾町教育研究所による研修会（仮称）の開催	■教職員のニーズに応じた分科会設置による主体的な研修機会の提供 ■学ぶ楽しさや達成感を味わうことができる授業づくり ■ICT環境等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体化

※35 学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決するためには、学校組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し「チームとしての学校」を作り上げることが大切であり、教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携、分担することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行うことが必要である、としている。その姿として、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校としている。

教職員の勤務時間の適正管理と業務改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>■タイムカードを用いた勤務時間の把握と適正管理の推進</li> <li>■いわゆる学校閉庁日の設定等による適切なマネジメントの推進</li> <li>■各校へ町教育委員会への事務報告用端末の配置による事務の負担軽減</li> </ul>
教職員のストレスチェック (※36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期健康診断及びストレスチェックの結果に応じた保健指導体制の充実</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6. 3)	目標値 (R10)	出典
先生が分かるまで教えてくれる、と答えた児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 87 中学生 94	小学生 92 中学生 99	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙
時間外在校等時間が月 100 時間以上の人数（延べ人数）	小学校 1 中学校 19 (R5. 12 月末現在)	小学校 0 中学校 0	学校教職員衛生委員会

※36 矢巾町教育委員会の委託を受けた（公）岩手県予防医学協会が実施。

## 重点8 学校教育環境の整備・充実

### ◆在り方と現状

個別最適な学び(※12)・協働的な学び(※13)の一体的な充実の実現のため、GIGA スクール構想(※24)のもと整備したICTや先端技術をより効果的に活用できるよう、引き続きその整備を推進する必要があります。また、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進することが必要であります。

また、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが前提であるため、「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、防災教育の充実を図る必要があります。

現状においては、徳田小学校、煙山小学校、不動小学校は、2040年～2050年の10年間に相次いで老朽化施設となります。今後、老朽化した学校施設の修繕等に多額の費用が必要となり、適正な維持・管理が課題となっています。さらに、引き続き学校教育全体を通じた「いわての復興教育」(※37)の推進が求められます。

### ◆施策の基本方針

子供たちが安全・安心して学習や生活ができる教育環境を提供するため、学校施設の改修や教材等の計画的な充実を進めるとともに、子供たちが安心して登下校できる環境・体制の整備に努めます。

### ◆目指す姿

安全・安心な学校施設のもと、子供たちが快適に落ち着いて学習・生活できる環境が充実しています。

### ◆具体的施策

- (1) 学校教育施設の整備・充実
- (2) ICT環境の整備・充実
- (3) 子供の安全対策の推進
- (4) 防災教育の推進

---

※12 「個別最適な学び」とは、中央教育審議会の答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』において示された概念で、ここでは「個別最適な学び」を「指導の個別化」と「学習の個性化」を「学習者の視点から整理した概念」と定義。「指導の個別化」とは、学習者一人一人の特性や学習到達度に応じて、指導する側が学習環境を整えたり、学習時間を設定したり、学習方法の選択肢を柔軟に用意したりするもの。また「学習の個性化」とは、学習者が自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現をしたりするもの。一人一人が異なる目標に向かって学ぶ中で、自分がどのような方向性で学習を進めていけばよいかを考えていくことも含んでいる。

※13 探究的な学習や体験活動などを通じて、子供同士、地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校教育活動を継続できる環境維持</li> <li>■体育館への空調設備設置の検討など、教育環境の向上と合わせた防災機能の向上</li> </ul>
ICT 機器の活用できる教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人一台端末や電子黒板等の大型投影装置の計画的な整備・更新の実施</li> <li>■一人一台端末や統合型校務支援システム等を活用した教員の業務負担軽減及び校務の効率化</li> </ul>
スクールバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スクールバスの通年運行及び路線増加の検討</li> </ul>
通学路の安全点検と改善要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各校の学校安全計画や危機管理マニュアル（※38）の定期的な見直し</li> <li>■防犯カメラ設置等の検討や不審者情報等の配信など、ハード・ソフト両面における安全対策の推進</li> <li>■通学路交通安全プログラム（※39）に基づく通学路の合同点検等の実施</li> <li>■スクールガード（※40）による見守り活動</li> </ul>
防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「自助」「共助」「公助」の精神に基づき、適切な行動を取るための防災教育の充実</li> <li>■地域や関係機関と連携した実効性有る避難訓練の実施</li> <li>■実践的な危機管理マニュアルとなるよう不断の見直しサイクルの構築</li> </ul>

◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合	79 (R4年度末)	84 (R9年度末)	学校における教育の情報化の実態等に関する調査
スクールガード登録者数	小学生 中学生	小学生 中学生	

※24 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指した文部科学省の推進する取り組み。

※37 郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること。

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく子供の育成をねらいとした、本県学校教育の基盤。

※38 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により全学校に危険等の発生に際し、教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられているもの。危険等発生時対処要領。

※39 通学路の安全確保のために、各地域の関係機関等が一体となり定期的な合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施できるよう地域ごとに策定された基本的方針。

※40 通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う各小学校に登録した地域住民による学校安全ボランティア。

## 基本方針Ⅱ 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり

### 重点1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

#### ◆在り方と現状

少子高齢化、グローバル化、デジタル化が進み、人と人との関わりや地域コミュニティの希薄化が課題となっています。また、自然災害への対応、SDGsにも示されている多様性の尊重、感染症の拡大、教員の働き方改革など、学校を散り巻く課題は極めて多様かつ複雑に山積していて、これからの時代に対応した新しい学校づくりのためには、学校や教職員だけでは限界があるとされています。この課題を解決するために、学校と地域が育てたい子供像や学校が抱える課題を共有し、学校の教育課程の改善・充実や地域の参画による多様な教育活動の実施など、社会に開かれた教育課程が求められています。

現状としては、学校運営協議会において学校と地域が育てたい子供像や学校が抱える課題を共有することはできていますが、その解決のために、それぞれの立場ができることを考え、学校運営に参画することにより、義務教育9年間を見通して、子供たちを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」を推進していくことが求められます。

#### ◆施策の基本方針

学校や公民館などを拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するとともに、社会総掛かりで子供たちを健全に育み、将来にわたって地域を支え創造するひとづくりを目指します。

#### ◆目指す姿

学校・家庭・地域が一体となって、次代を担う子供たちの成長と学びを支えています。

#### ◆具体的施策

- (1) 地域とともにある学校づくりの推進
- (2) 学校を核とした地域づくりの推進

#### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
「矢巾型コミュニティスクール」の展開	■コミュニティ・スクール(※41)の仕組みを活用した、学校・家庭・地域が相互に連携・協働できる体制の整備 ■地域コミュニティ活動と学校行事などとの連携により、地域との交流を広げるとともに、地域人材の学校教育への効果的活用
学校・地域・家庭の連携	■地域に開かれた学校づくりを目指し、保護者に加えて地域に向けて、学校便りの配付、ホームページによる発信、緊急メールなどを配信 ■「こども110番の家」、「スクールガード」等との連携による学校安全の確保

※41 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6）に基づいた仕組み。



◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
学校経営への参画における満足度 (4段階)	—	3.2	当日アンケート

## 重点2 家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進

### ◆在り方と現状

学校、家庭、町民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に向けて自主的に取り組む岩手県独自の教育運動である教育振興運動は、昭和40年に、県内各地で地域をあげて学力向上のための取り組み（読書運動など）を行ったのが始まりで、以来、県の教育水準の向上、子供の健全育成、家庭や地域の教育力向上など、教育環境の整備充実に大きな役割を果たしています。

この運動の特色は、「①子供、親、教師（学校）、地域、行政の五者が、それぞれの責任を果たしながら、相互に連携して進める運動（五者連携）」、「②地域の教育課題を地域単位で話し合い、活動の計画を立て、主体的に解決しようとする実践的運動」、「③多くの大人が各種の活動にかかわり、地域全体で子供たちを育もうとする運動」の3点ですが、本町でも改めて、この活動を踏まえた青少年の健全育成を図る必要があります。

### ◆施策の基本方針

核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、親の間に、子育てに關して悩む親が増えてきていることが指摘されています。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるように支援します。

また、子供・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し役割を果たしながら、青少年の健全育成を進めていきます。

### ◆目指す姿

学校・家庭・地域が一体となって、次代を担う子供たちの成長と学びを支えています。

### ◆具体的施策

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 青少年を健全に育む環境づくりの推進

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
学校・家庭・地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育振興運動の取り組みとして、学校・家庭・地域が連携して子供を育てる仕組みづくり</li> <li>■放課後子供教室の開催</li> </ul>
青少年団体の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■五者（子供・親、教師（学校）、地域、行政）連携による青少年団体の育成・支援</li> <li>■青少年指導団体・グループ等の育成支援</li> </ul>

### ◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
教育振興運動振興区活動の生徒参加割合	小学生 60 中学生 35	小学生 65 中学生 40	参加者数
放課後子供教室開催回数	20	24	実績数
教育振興運動の実践活動地域数	42	45	登録団体数

## 基本方針Ⅲ 生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり

### 重点1 多様な学習機会の充実

#### ◆在り方と現状

矢巾町公民館を核として各種事業を通じて様々な学習機会の提供に取り組んでおり、生涯にわたりいつでも学び続けることができる環境づくりに努めています。事業においては、参加する年代や参加者の固定化があり、幅広い世代への学習機会の提供が求められています。

#### ◆施策の基本方針

多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図ります。

#### ◆目指す姿

町民一人一人が、生涯にわたって自ら学び、それらを生かして充実した生活を送っています。

#### ◆具体的施策

- (1) 生涯学び活躍できる機会の提供
- (2) 新たな手法を活用した学びの推進

#### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
学習機会の支援・拡充	■各世代の課題やニーズに対応した学習機会の充実など、社会教育活動の振興を図るとともに、地域と連携して子供を育成することによる家庭や地域の教育力の向上
地域づくり型生涯学習の推進	■まちづくり出前講座の利用促進
団体・サークル等の育成・支援	■町民の学習機会促進のため、サークルの育成・支援 ■若い世代を対象とした学習機会の促進
図書センターの充実	■蔵書の充実のほか、読み聞かせ会等を開催し、町民が本に親しむ機会の拡充

#### ◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
まちづくり出前講座の申請数	10 団体	20 団体	実績数
公民館自主事業参加者数	600 人	750 人	参加者数
若い世代を対象とした講座の参加者数	240 人	400 人	参加者数
図書センター蔵書数	75,000 冊	90,000 冊	実績数

## 重点2 スポーツ・レクリエーション環境の充実

### ◆在り方と現状

スポーツは、スポーツを行う皆さんの身体的・精神的な充実をもたらすだけでなく、見る方への楽しさ、喜びと感動、他者との連帯感をもたらし、さらには体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康の保持増進に大きな役割を果たします。

そこで、全ての町民が気軽に運動を楽しみ交流を深める場の提供及び競技スポーツの競技力の向上を図ることができる環境づくりが必要となっています。

現状においては、本町の成人の週1回以上のスポーツの実施率は、46.7%で全国平均(56.4%)を下回っている状況であることから、今まで以上にスポーツにアクセスしやすい環境づくりを進める必要があります。

### ◆施策の基本方針

「日本一健康な町やはば」の実現を図るため、町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

### ◆目指す姿

町民が、それぞれのライフステージに応じて、年齢や性別、障害の有無に関わらずスポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境の整備を推進し、町民すべて、誰もが生きいきとした生活を送ることができる「健康で幸福な人生」、互いを「いたわりあう地域社会」の実現によって、矢巾町民が輝き続けるまちを目指します。

### ◆具体的施策

スポーツ・レクリエーション環境の充実

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
スポーツのまちの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会づくり</li> <li>■遊歩道など日常的に自然に体を動かせる環境づくり</li> </ul>
競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■東京オリンピック・パラリンピックの各種成果も活用しながら、種目別競技団体の活動の推進による競技スポーツの振興</li> </ul>
障がい者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誰もが能力に応じて取り組むことができるスポーツのすそ野を広げ、選手が高みを目指すことを支援する観点から、障がい者スポーツの普及</li> </ul>

### ◆主な指標

成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
スポーツ交流イベント参加者数	1,200人	1,300人	
県民体育大会出場種目数	18種目	20種目	
障がい者スポーツ普及イベントの参加者数	350人	500人	

### 重点3 文化・芸術活動の推進

#### ◆在り方と現状

文化・芸術においては、芸術文化団体の高齢化や活動の停滞が課題となっており、活動の継承やこれからの時代に合った芸術文化振興の在り方を考えていく必要があります。

#### ◆施策の基本方針

町民が優れた芸術作品の鑑賞や直接芸術文化活動に参加できる機会を提供するとともに、町民の自主的な芸術文化活動への取組や各種団体における後継者の育成の支援を行います。

#### ◆目指す姿

誰もが気軽に文化・芸術・歴史に触れあうことができる環境づくりによって、矢巾町民が輝き続けるまちを目指します。

#### ◆具体的施策

様々なジャンルの芸術・文化活動を、幅広い年代に周知を行い参画を促すことで、芸術文化活動の活性化を図ります。

#### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業 等
芸術文化団体の育成	■芸術文化協会の加入団体を中心とした、芸術文化団体の育成・支援
音楽のまちの推進	■誰でも気軽に音楽に親しむことができる機会や環境づくり
鑑賞事業等の拡充	■町民のニーズに合った鑑賞事業を定期的に行い、文化・芸術に触れる機会の充実
文化施設の適切な維持管理	■計画的な維持補修による施設の維持管理

#### ◆主な指標

成果指標	現在値 (R6. 3)	目標値 (R10)	出典
施設備品の整備	24 台	30 台	実績数
芸術文化協会加入団体数	34 団体	40 団体	登録団体数
芸術祭・音楽祭来場者数	870 人	1,100 人	参加者数

## 重点4 文化財の保護と活用

### ◆在り方と現状

町内には数多くの歴史的価値の高い遺跡がありますが、町内外にまだ十分知られていない遺跡も多いことから、その価値を明らかにするとともに、周知や環境整備を強化していく必要があります。

伝統芸能の後継者育成支援について、町内各地で伝統芸能を伝承する多くの団体において、地域の少子化や会員の高齢化などによる後継者不足が進んでいます。また、新型コロナによる活動の中止からの再開が困難となっている団体が見受けられることから、後継者育成や団体の支援について取り組む必要があります。

国指定史跡徳丹城跡については、これまでの調査研究でその実態や歴史的価値が明らかになりつつあるので、町内外に向けてその魅力の発信を強化することが求められています。

### ◆施策の基本方針

豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう定期的な企画展などを開催します。また文化財調査や史跡徳丹城跡の整備と活用を進めるとともに、郷土芸能の伝承と育成に努めます。

### ◆目指す姿

町民が気軽に矢巾の豊かな歴史に触れあうことができる環境づくりによって、その重要性を感じております。

### ◆具体的施策

- (1) 文化財の保護と啓発
- (2) 史跡徳丹城跡の整備と活用
- (3) 歴史民俗資料館の充実

### ◆具体的な取組

主な取組	主な事務事業等
指定文化財の周知と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発行為に対応した試掘調査や本調査の実施</li> <li>■ 出土品の適正な管理と活用</li> <li>■ 町指定文化財の周知と保存</li> <li>■ 有形文化財・無形文化財の保存と継承、特に郷土芸能の後継者育成</li> <li>■ 伝法寺館跡の保存・管理</li> </ul>
史跡徳丹城跡の整備と活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域との連携による徳丹城での各種イベント開催</li> <li>■ 各種メディアを活用しての情報発信</li> <li>■ 史跡徳丹城跡整備活用事業へ向けた環境づくり</li> </ul>
歴史民俗資料館の管理と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 展示資料等の適切な保管・管理</li> <li>■ 展示資料等を活用しての学習機会の提供</li> <li>■ 地域の活性化につながる歴史民俗資料館・佐々木家曲家の活用</li> </ul>

### ◆主な指標

成果指標	現在値 (R6. 3)	目標値 (R10)	出典
文化財に関する町民向けの説明会や学習会の参加者数	31 人	100 人	参加者数
徳丹城跡に関するイベントの参加者数	400 人	600 人	参加者数
矢巾町郷土芸能保存会登録団体数	14 団体	15 団体	登録団体数

- 「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」（令和5年12月21日策定）に則って、「（仮称）学校再編整備計画」の策定について検討をしていきます。

### 基本的な考え方

9年間を見通した新時代の義務教育を「小中一貫教育」により推進することを基軸として、矢巾町立学校の再編に関する基本方針を次のように定めます。

## 矢巾町立学校の再編に関する基本方針

- 基本方針1** 小学校の児童数の偏りを解消し、小中一貫教育を推進するため、中学校区を基本とした小学校の再編を進める。
- 基本方針2** 学校及び学校施設の老朽化の現状から、「大規模改修」、「（移転）建替え」または「統合等」の対応を検討する。
- 基本方針3** 子供たちが、集団的な活動を通して、自分に自信を持ち、多様性を尊重しながら、人とのつながりを大切にす教育を進めるため、学校規模・学級人数は、原則次のとおりとする。
  - 小学校 12～18学級、各学年2～3学級
  - 中学校 9～12学級、各学年3～4学級
  - 望ましい学級人数 1学級あたり25～35人
- 基本方針4** 「安全・安心な通学環境の確保」をするため、通学距離と通学時間は、原則次のとおりとする。
  - 通学距離は徒歩で2～3km以内、自転車で6km以内
  - 通学時間は30～40分以内を目安とすることが望ましい
  - スクールバス・公共交通機関を利用した場合には、自宅から学校までおおむね1時間以内を通学時間の目安とすることが望ましい。
- 基本方針5** 上記基本方針1～4を踏まえ、学校、保護者及び地域の皆さまの意見を聴取するために「学校再編整備計画（素案）」をつくり、聴取した意見等を精査し、「学校再編整備計画（案）」を策定する。

第8次総合計画		第3期矢巾町教育振興基本計画									
基本理念	施策大綱	基本目標	基本方針	基本施策（重点）	施策の基本方針	具体的施策	指標				
							成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典	
みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば	施策の柱② 誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり	時代を拓き次代につながるひとづくり	I 個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり	1 就学前における教育・保育の質の向上	保育者が「幼児期の教育において育みたい資質・能力」についての理解を深めるとともに、保育者として身に付けたい資質等に係る研修の充実を図ります。また、就学前教育において育まれた資質・能力が継続して、小学校以降の学校教育につながるよう幼児小の滑らかな接続を推進します。	(1) 就学前教育の充実	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしている小学校（肯定回答）の割合	100	100	岩手県学習定着度状況調査 学校質問紙調査	
						(2) 就学前教育と小学校教育との連携及び接続の強化	幼保小担当者協議会 参加者の満足度（4段階評価）	—	4	当日アンケート	
				2 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進	小学校及び中学校の義務教育として行われる普通教育の目的を実現するために、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、確かな学力を育成します。	(1) 確かな学力の育成	知能水準から期待される学力を身に付けている児童生徒の割合	—	小学生 91 中学生 89	矢巾町教育研究所 調査	
						(2) 外国語教育の推進	意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 79 中学生 81	小学生 84 中学生 86	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
							外国語を使って、外国の人と話をしたり、仲良くなったりしてみたいと思う児童（肯定回答）の割合	小学生 71	小学生 76	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
				3 豊かな心を育む教育の推進	道徳教育や人権教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動の体験を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育みます。	(1) 道徳教育の推進	人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 55 中学生 62	小学生 65 中学生 67	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
						(2) 人権教育の推進	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 60 中学生 75	小学生 70 中学生 80	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
						(3) 読書活動の推進	読書が好きと答えた児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 32 中学生 39	小学生 42 中学生 44	全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙	
				4 健やかな体を育む教育の推進	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、子供たちに望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育などを一層充実させ、児童生徒が自らの心身の健康を育むことのできる基礎的な素養の育成を図ります。	(1) 体力づくりと健康教育の推進	体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小：男子 71 小：女子 74 中：男子 84 中：女子 87	小：男子 76 小：女子 79 中：男子 84 中：女子 87	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	
						(2) 食育の推進	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 90 中学生 84	小学生 90 中学生 89	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 児童生徒質問紙	
							朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学生 86 中学生 89	小学生 91 中学生 94	全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙	
				5 ふるさとの未来を支える教育の推進	少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力、ひいてはふるさとの未来を支える力を育みます。	(1) キャリア教育（※29）の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒（肯定回答）の割合	小学校 87 中学校 71	小学校 87 中学校 76	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
						(2) 主権者教育の推進	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 83 中学生 81	小学生 83 中学生 81	全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙	
						(3) 環境教育の推進	自分の住む地域には、良いところがあると思う児童生徒（積極肯定回答）の割合	小学生 61 中学生 45	小学生 71 中学生 55	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
				6 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実	特別な支援を必要とする子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員、適応支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。 また、いじめや不登校などの学校不適応に対する相談体制の充実を図るなど、生徒指導や適応指導対策の強化を図ります。	(1) 特別支援教育の推進	「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継を行っている学校の割合	100	100	岩手県教育委員会事務局学校教育室調査	
						(2) いじめや暴力の未然防止	いじめはいけないと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 99 中学生 97	小学生 100 中学生 100	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
							認知したいじめが解消した割合	小学生 98 中学生 100	小学生 100 中学生 100	岩手県教育委員会事務局学校教育室調査	
						(3) 不登校児童生徒への支援					
						(4) 小・中学校等の連携・接続の推進	学校が楽しいと思う児童生徒（肯定回答）の割合	小学生 76 中学生 87	小学生 86 中学生 92	岩手県学習定着度状況調査 児童生徒質問紙	
				(5) 就学支援の充実							
7 教員の資質向上と教育指導体制の充実	岩手県教育委員会が策定した「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を教員の成長段階に応じて備えるべき資質の目安として、その向上を図るため教職員研修を実施します。また、教職員が教材研究や子供一人一人と向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を進め、教職員への支援に取り組みます。	(1) 教員の資質・能力の向上	先生が分かるまで教えてくれる、と答えた児童生徒（肯定回答）の割合	小学校 87 中学校 94	小学校 92 中学校 99	岩手県学習定着度状況調査児童生徒質問紙					
		(2) 学校における働き方改革の推進	時間外在校等時間が月100時間以上の人数	小学校 1 中学校 19	小学校 0 中学校 0	学校教職員衛生委員会調査					
8 学校教育環境の整備・充実	子供たちが安全・安心して学習や生活ができる教育環境を提供するため、学校施設の改修や教材等の計画的な充実を進めるとともに、子供たちが安心して登下校できる環境・体制の整備に努めます。	(1) 学校教育施設の整備・充実	授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合	79 (R4年度末)	84 (R9年度末)	学校における教育の情報化の実態等に関する調査					
		(2) ICT環境の整備・充実									
		(3) 子供の安全対策の推進	スクールガード登録者数								
		(4) 防災教育の推進									



第8次総合計画		第3期矢巾町教育振興基本計画								
基本理念	施策大綱	基本目標	基本方針	基本施策（重点）	施策の基本方針	具体的施策	指標			
							成果指標	現在値 (R6.3)	目標値 (R10)	出典
みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば	施策の柱② 誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり	時代を拓き次代につながるひとづくり	Ⅱ 心豊かにたくましく生きる 学校・家庭・地域の連携を深め、 ひとづくりにたくましく生きる	1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	学校や公民館などを拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するとともに、社会総掛かりで子供たちを健全に育み、将来にわたって地域を支え創造するひとづくりを目指します。	(1) 地域とともにある学校づくりの推進	学校経営への参画における満足度（4段階）	-	3.2	当日アンケート
						(2) 学校を核とした地域づくりの推進				
				2 家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進	核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、親の間に、子育てに関して悩む親が増えてきていることが指摘されています。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるように支援します。 また、子供・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し役割を果たしながら、青少年の健全育成や教育振興運動を進めていきます。	(1) 家庭の教育力の向上	教育振興運動振興区活動の生徒参加割合	小学生 60 中学生 35	小学生 65 中学生 40	参加者数
						(2) 地域の教育力の向上	放課後子供教室開催回数	20	24	実績数
			(3) 青少年を健全に育む環境づくりの推進			教育振興運動の実践活動地域数	42	45	登録団体数	
			Ⅲ 生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、 未来を創造するひとづくり	1 多様な学習機会の充実	多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図ります。	(1) 生涯学び活躍できる機会の提供 (2) 新たな手法を活用した学びの推進	まちづくり出前講座の申請数	10団体	20団体	実績数
							公民館自主事業参加者数	600人	750人	参加者数
							若い世代を対象とした講座の参加者数	240人	400人	参加者数
							図書センター蔵書数	75,000冊	90,000冊	実績数
			2 スポーツ・レクリエーション環境の充実	「日本一健康な町やはば」の実現を図るため、町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。	スポーツ・レクリエーション環境の充実	スポーツ交流イベント参加者数	1,200人	1,300人		
							県民体育大会出場種目数	18種目	20種目	
							障がい者スポーツ普及イベントの参加者数	350人	500人	
			3 文化・芸術活動の推進	町民が優れた芸術作品の鑑賞や直接芸術文化活動に参加できる機会を提供するとともに、町民の自主的な芸術文化活動への取組や各種団体における後継者の育成の支援を行います。	様々なジャンルの芸術・文化活動の幅広い年代への周知	施設備品の整備	24台	30台	実績数	
							芸術文化協会加入団体数	34団体	40団体	登録団体数
							芸術祭・音楽祭来場者数	870人	1,100人	参加者数
			4 文化財の保護と活用	豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう定期的な企画展などを開催します。また文化財調査や史跡徳丹城後の整備と活用を進めるとともに、郷土芸能の伝承と育成に努めます。	(1) 文化財の保護と啓発 (2) 史跡徳丹城跡の整備と活用 (3) 歴史民俗資料館の充実	文化財に関する町民向けの説明会や学習会の参加者数	31人	100人	参加者数	
徳丹城跡に関するイベントの参加者数	400人	600人				参加者数				
矢巾町郷土芸能保存会登録団体数	14団体	15団体				登録団体数				